

# 愛媛県市町総合事務組合交通災害共済支部交付金の支給に関する規則

平成19年11月5日 制定 (平成19年規則第21号)

(趣旨)

第1条 この規則は、交通災害共済事業に関する加入推進及び事務処理を円滑に運営するために、愛媛県市町総合事務組合（以下「組合」という。）が愛媛県市町総合事務組合支部（構成団体の事務所内。以下「支部」という。）に支部交付金（以下「交付金」という。）を支給することについての必要な事項を定めるものとする。

(交付金の配分基準)

第2条 交付金は、交通災害共済加入者1人につき30円とする。

2 組合長は、次の各号により算出した交付金を支部へ支給する。

- (1) 前期交付金（当該年度4月から9月までの加入者数により算出した額）
- (2) 後期交付金（当該年度10月から3月までの加入者数により算出した額）

(交付金額決定の通知)

第3条 組合長は、交付金額の決定をしたときは、支部に速やかに決定通知書を送付するものとする。

(交付金の使途及び報告)

第4条 交付金は次の各号に掲げることに使用しなければならない。

- (1) 交通災害共済事業の加入推進に関すること
- (2) 交通災害共済事業の事務処理に関すること
- (3) その他組合長が必要と認めること

2 組合長は、支部長に対し交付金の使途を報告をさせることができる。

(交付金の返還)

第5条 組合長は、支部が交付金を前条第1項に規定している使途以外に使用した場合、当該年度の交付金を全額返還させ、以後の交付金を支給しないことができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は組合長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。